

### インボイスについて ～実際に施行されて～

23-012号  
通巻:0251

2023年10月よりインボイス制度が導入されました。国税庁よりQ & A等により取り扱い制度が公表されていますが、数々のご質問を頂戴しています。そこで今回のクラージュニュースにて実際に頂戴した質問とそれに対する対応方法等をご紹介します。

#### ① 請求書の書き方について

ご質問の多くがインボイス制度そのものではなく、記載事項や記載方法に関することです。

そこでまず国税庁より公表されている原則的な請求書の書き方についてお伝えさせていただきます。

① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称  
及び登録番号

② 取引年月日

③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)

④ 税率ごとに区分して合計した対価の額  
及び適用税率

⑤ 税率ごとに区分した消費税額等  
(端数処理は一つの適格請求書につき、  
税率ごとに1回ずつ)

⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書		△△商事(株)
(株)〇〇御中 ← ⑥	11月分 131,200円	登録番号 T 012345... ××年11月30日
①		
日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	③ 2,000円
⋮	⋮	⋮
②	合計 120,000円	消費税 11,200円
	8%対象 40,000円	⑤ 消費税 3,200円
	10%対象 80,000円	消費税 8,000円
④		
	③ → *	軽減税率対象

#### ② 頂戴したご質問

・2023年10月以降の取引で9月中に発行される請求書にインボイス番号が記載されていませんでした。これで記載条件を満たしているでしょうか。

(回答)

満たしていません。例え前払であろうと10月以降の資産の譲渡及び役務提供についてはインボイス番号を記載して頂かなければいけません。ただ、継続適用の家賃や保守点検料などの1年分の前払いについては支払日が10月以前か以後で判断して問題ございません。(Q & A 問38より)

- 上記の④について質問があります。お客さんを接待し、飲食店から領収書を頂いたのですが、10%などの税率表記がなく、支払合計金額と消費税額しか表記されていませんでした。前述の④を満たしていないので適格請求書として認められないのではないのでしょうか。

(回答)

結論としては認められます。小売業、飲食店業、夕方業等については「適格簡易請求書」が認められており、この適格簡易請求書の記載要件は①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号②取引年月日③取引内容(軽減税率の対象品目である旨)④税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)⑤税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率となっております。ご質問の内容については適格簡易請求書の⑤を満たしているため、要件を満たしております。

この他の大きな違いは適格簡易請求書では「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」の記載が不要であることです。

- 当社は商品の納品の都度、取引先に納品書を交付し、そこには当社の名称、商品名、税率ごとに区分して合計した価額、消費税額等を記載しています。この場合、今までの請求書に登録番号を追加記載すれば納品書と請求書を併せて適格請求書の記載要件を満たすことになりませんか。

(回答)

なります。一つの書類のみで全ての記載事項を満たす必要はなく、交付される複数の書類の相互関連が明確(請求書に納品書番号が記載されているなど)であれば納品書と請求書を合わせて適格請求書の記載事項を満たしていることとなります。

請求書		納品書	
(株)〇〇御中 XX年11月1日 10月分(10/1~10/31) 109,200円(税込)		納品No.0013 (株)〇〇御中 △△商事(株)	
納品書番号		納品No.0012 (株)〇〇御中 △△商事(株)	
金額		納品No.0011 (株)〇〇御中 △△商事(株)	
No.0011	12,800円	下記の商品を納品いたします。 XX年10月1日	
No.0012	5,460円	品名	金額
No.0013	5,480円	牛肉 ※	5,400円
⋮	⋮	じゃがいも ※	2,300円
合計	109,200円	割り箸	1,100円
		ビール	4,000円
		合計	12,800円
		10%対象	5,100円(消費税464円)
		8%対象	7,700円(消費税570円)
		※印は軽減税率対象商品	
△△商事(株) 登録番号 T1234567890123			

～コメント～

ご紹介させて頂いた例以外でも多数のご質問を頂戴しています。制度自体が始まったばかりでいろいろなお意見が乱立しています。インボイスについて少しでも疑問点等がございましたらご連絡をお待ちしております。

クラージュ総合会計事務所 吉川 未来